

日本脳炎

予診票は記入もれのないよう保護者が正確に記入してください。

- ① 体温は接種前に医療機関で測定します。
- ② 身体状況等で心配なことがあるお子さんは、前もって主治医にお尋ねください。

病気について

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します

【症 状】7～10日の潜伏期間後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。

【合併症】感染者のうち 100～1,000 人に1人が脳炎を発症します。脳炎の他髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の死亡率は約 20～40%ですが、神経の後遺症を残す人が多いです。

予防接種の副反応について

予防接種の副反応については、接種前に必ず医師に確認してください。

- 接種部位の反応：紅斑、内出血、疼痛、腫脹（はれ）、そう痒感
- 接種部位以外の副反応：発疹、じんましん、紅斑、頭痛、咳嗽、鼻漏、咽頭発赤、咽頭痛、嘔吐、下痢、食欲不振、腹痛、発熱

これまでの日本脳炎ワクチンはマウス脳を原材料として使用していたことから急性散在性脳脊髄炎（ADEM）などの脱髄性疾患の発症が理論的に危惧されていましたが、現在使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは Vero 細胞を使用しているため、マウス脳の混入による脱髄性疾患発症の可能性は排除されています。しかし ADEM の原因は不明であり、他のワクチン接種後でも稀に ADEM 発症がみられることから同程度のリスクは培養細胞由来になってもかわらず存在するものと考えられます。なお、培養細胞由来日本脳炎ワクチン接種後きわめてまれにショック、アナフィラキシー様症状（じんましん・呼吸困難・血管浮腫など）、血小板減少性紫斑病、脳症、脳炎、けいれんなどを起こしたとの報告があります。

対象・接種スケジュール

定期接種の対象者		標準的な接種時期	接種方法・回数
1期初回 1期追加	生後6か月～7歳6か月になる1日前まで ※ただし、流行地に渡航等の理由で、保護者が希望される場合は生後6か月から接種することができます。事前に市担当課までお問合せください。	1期初回 3～4歳未満	6日以上（標準的には28日まで）の間隔をおいて2回接種
		1期追加 4～5歳未満	初回接種終了後6か月以上（標準的にはおおむね1年）の間隔をおいて1回接種
2期	9歳～13歳になる1日前まで	9～10歳未満	1回接種

【日本脳炎の積極的な勧奨の差し控えにより、日本脳炎予防接種の機会を逃した方】

下記の特例対象者は、平成 17 年の日本脳炎の積極的な勧奨の差し控えにより、ワクチン接種が途中で中断され長期経過していても、接種の対象期間内であれば、接種不足分を続きから接種していただくことができます。日本脳炎予防接種は1期（初回2回・追加1回）と2期（1回）合わせて、計4回の接種が必要です。

特例対象者	接種の対象期間
○平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれの方	20歳未満
○平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方	生後6か月～7歳6か月になる1日前まで・9歳～13歳になる2日前まで ※標準的なスケジュールで接種することができますが、1期の接種が完了しないうちに7歳6か月を超えた場合には、2期の年齢で1期の不足分を接種することができます。

特例対象者の接種歴	その後の接種方法
1期を全く受けていない方	・6～28日の間隔をあけて2回接種し、2回目からおおむね1年経過した時期に3回目を接種 ・4回目は9歳以上で接種する。ただし3回目との接種間隔は6日以上あける
1期初回接種のうち、1回のみ受けた方	・2回目と3回目を6日以上の間隔をあけて接種 ・4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける
1期初回接種のうち、2回受けた方	・3回目を接種 ・4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける
1期初回接種のうち、3回受けた方	・4回目を9歳以上で接種する。ただし3回目との接種間隔は6日以上あける

予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱している方(37.5℃をこえる場合)
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③1か月以内に麻疹、風しん、水痘、おたふくかぜ及びその他ウイルス性疾患(突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑等)に感染又は、感染者と接触があった方の接種時期については、かかりつけ医と相談してください。
- ④このワクチンの成分によってアナフィラキシー(通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)をおこしたことがある方
- ⑤その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

ワクチン接種後の注意

- ①接種後約30分は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすことはやめましょう。
- ⑤接種当日は、はげしい運動は避けましょう。

※予防接種によりその他心配なことが生じた場合には、すぐに医師の診察を受け、健康推進課へ連絡をしてください。

予防接種による健康被害の救済について

予防接種法に基づく定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合は予防接種法に基づく医療費、医療手当などの給付を受けることができます。

ただし、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて因果関係を審議後、定期の予防接種によるものと認定された場合にのみ給付を受けることができます。予防接種法に基づく給付の対象から外れた場合は、所定の手続き・審査後に独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく給付を受けることになります。給付申請の必要が生じた場合には、健康推進課へ連絡をしてください。